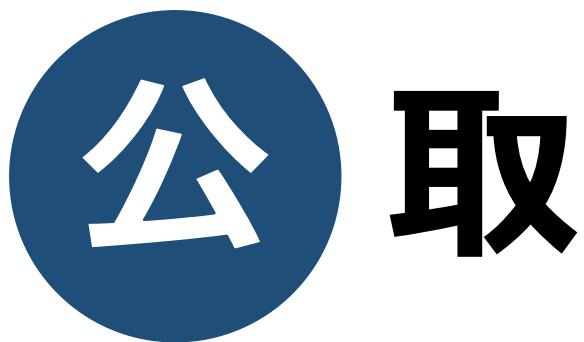




公正取引委員会

中 部

だ より



第 259 号

公正取引委員会事務総局
中 部 事 務 所

公取中部だより 第 259 号

目 次

I 中部事務所の活動状況

- ・着任挨拶（中部事務所長 丸山 達也）……………1

II 公正取引委員会の動き

- ・主な報道発表……………2
 - ・確約計画の認定を行いました……………2
 - ・改正前の下請法（現：取適法）違反で勧告を行いました……………3
 - ・フリーランス・事業者間取引適正化等法違反で勧告を行いました……………3
 - ・景品表示法違反で措置命令を行った事案の調査を行いました……………4
 - ・令和 7 年度の運用状況を公表しました……………4
 - ・意見聴取会を実施しました……………5

III 中部事務所からのお知らせ……………6

IV 公正取引委員会中部事務所の窓口……………8

着任挨拶（中部事務所長 丸山 達也）

令和8年8月1日付けで公正取引委員会事務総局中部事務所長を拝命いたしました丸山です。どうぞよろしくお願いいたします。日頃より公正取引委員会の業務に御高配を賜り深く感謝申し上げます。

人口減少・原材料費の高騰等の様々な課題を抱える日本経済の成長を維持し国際経済における競争力を発揮していくためには、生産性の向上が重要であり、活発なイノベーションにより付加価値を上げていく公正で自由な競争の確保が必要です。

公正取引委員会の役割は、公正で自由な競争の確保のために、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反行為に対する厳正な法執行はもちろんのこと、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の定着の推進など円滑な価格転嫁のための取引適正化の取組、地域の事業者や事業者団体等のステークホルダー等との対話を通じた市場環境の整備の三つの柱を着実に実施していくことにあると認識しております。

公正取引委員会が所管する法律はここ数年の間にフリーランス・事業者間取引適正化等法やスマホソフトウェア競争促進法が全面施行されました。また、今年の1月には協議に応じない一方的な代金決定の禁止や運送委託の対象取引への追加、面的執行の強化などを内容とする下請法改正法が施行され、法律の名称も取適法に変更となっております。当委員会に期待される役割や責任は益々大きくなっています。

そうした中で、このたび、中部事務所長の任に当たり、気を引き締めて職務を遂行したいと考えております。

皆様方におかれましては、引き続き御指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

★ 確約計画の認定を行いました

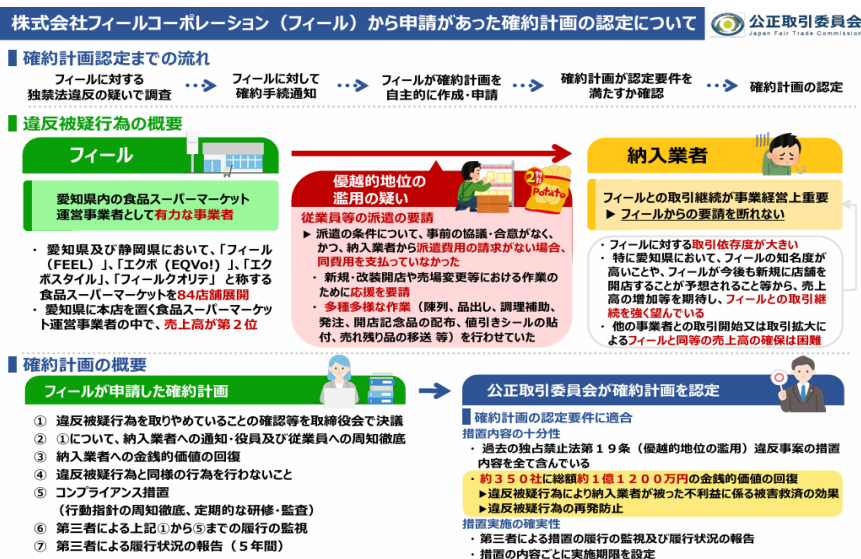
令和8年6月30日、株式会社フィールコーポレーション（以下「フィールコーポレーション」という。）から申請された確約計画の認定を行いました。

公正取引委員会は、フィールコーポレーションに対し、独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、フィールコーポレーションの行為が同法第19条（同法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用））の規定に違反する疑いが認められました。公正取引委員会は、当該行為について、確約手続に付すことで、フィールコーポレーションによって当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置が速やかに実施されることにより、競争の早期回復が図られると認め、フィールコーポレーションに対し確約手続に係る通知を行っていました。

フィールコーポレーションから、公正取引委員会に対し、必要な措置の実施に関する確約計画の認定を求める申請があったところ、公正取引委員会は、当該確約計画は当該行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、当該確約計画を認定しました。

なお、本認定は、公正取引委員会が、フィールコーポレーションの行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

[（令和8年6月30日）株式会社フィールコーポレーションから申請があった確約計画の認定について | 公正取引委員会](#)



★ 改正前の下請法(現:取適法)違反で勧告を行いました

令和8年7月16日、天龍工業株式会社に対し、改正前の下請法の規定に違反する事実が認められたため、勧告を行いました。本件は、下請代金の減額の禁止及び不当な経済上の利益の提供要請の禁止に関する事案です。

[\(令和8年7月16日\)天龍工業株式会社に対する勧告について](#) | [公正取引委員会](#)

天龍工業株式会社(発注者)

天龍工業株式会社に対する勧告(概要)

●製造委託の内容
自社が販売し又は製造を請け負う輸送用機械の部品の製造を委託

●違反行為の概要①(代金の減額)
天龍工業(株)は、令和6年11月から令和7年9月までの間、受注者14名との取引において、代金の額から約545万円を減額(※1)した。
なお、天龍工業(株)は、受注者に対し、減額した金額を支払済みである。
※1 下請法では受注者に責任がないのに、発注時に定められた代金から一定額を減じて支払うことを禁止している。
なお、同行為は取適法でも禁止されている。

●違反行為の概要②(不当な経済上の利益の提供要請)
天龍工業(株)は、遅くとも令和6年10月以降、貸与した金型等を用いて製造する輸送用機械の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者11名に対して合計187個の金型等を、自己のために無償で保管(※2)させた。
なお、天龍工業(株)は、受注者との間で、金型等について、保管費用の支払に関する手続きを進めている。
※2 下請法では発注者が自己のために、受注者に金銭や役務等の経済上の利益を不当に提供させることを禁止している。
なお、同行為は取適法でも禁止されている。

受注者(延べ25名)

公正取引委員会からの勧告の内容(※3)

- 受注者11名に対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 取適法の遵守体制を整備すること など

(※3) 下請法は、令和7年改正により「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(通称:取適法)となった(令和8年1月1日施行)。取適法では次のように用語が変更されている。

- ・「下請代金」 → 「製造委託等代金」
- ・「親事業者」 → 「委託事業者」
- ・「下請事業者」 → 「中小受託事業者」

★ フリーランス・事業者間取引適正化等法違反で勧告を行いました

令和8年6月22日、株式会社河合楽器製作所に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく勧告を行いました。本件は取引条件の明示義務、期日における報酬支払義務及び発注事業者の禁止行為違反に関する事案です。

[\(令和8年6月22日\)株式会社河合楽器製作所に対する勧告について](#) | [公正取引委員会](#)

株式会社河合楽器製作所(特定業務委託事業者)

株式会社河合楽器製作所に対する勧告(概要)
【フリーランス・事業者間取引適正化等法】

業務委託の内容
音楽教室及び体育教室において行う消費者向けレッスン、入会前の体験レッスンの実施等

違反行為の概要

- 1 特定受託事業者100名に対し、業務委託をした際に、直ちに、取引条件を明示しなかった。(注1)
- 2 特定受託事業者98名に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。(注2)
- 3 特定受託事業者28名に対し、音楽教室の入会前の体験レッスンの実施を委託した際に、通常レッスンの実施に対して支払われる対価に比し、著しく低い報酬の額を不当に定めた。(注3)

音楽教室、体育教室の講師等(100名)(特定受託事業者)

勧告の概要

- (1) 報酬の額について、特定受託事業者の役務の提供の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで引き上げること
- (2) 特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、
 - ① 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと、買いたたきを行わないこと等を確約)
 - ② 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示、期日までの報酬の支払及び買いたたきの観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
 - ③ 研修を行うなど、社内体制を整備すること など

(注1) 取引条件の明示義務
特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2) 期日における報酬支払義務
役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。
支払期日が定められなかった場合は、役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

(注3) 買いたたき
特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めてはならない(法第5条第1項第4号)。

★ 景品表示法違反で措置命令を行った事案の調査を行いました

令和8年6月11日、消費者庁は、株式会社ゲオストアに対し、同社が供給するスマートフォン及びタブレットの買取サービスに係る表示について、景品表示法に違反する行為が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。本件は同法の有利誤認に関する事案です。

本件調査は、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局中部事務所）が行いました。

[（令和8年6月11日）株式会社ゲオストアに対する景品表示法に基づく措置命令について | 公正取引委員会](#)

★ 令和7年度の運用状況を公表しました

令和8年6月25日、「令和7年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について」、「令和7年度における中部地区の取適法の運用状況等について」、「令和7年度における中部地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等について」及び「令和7年度における中部地区の景品表示法の運用状況等」を公表いたしました。

[（令和8年6月25日）令和7年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について | 公正取引委員会](#)

[（令和8年6月25日）令和7年度における中部地区の取適法の運用状況等について | 公正取引委員会](#)

[（令和8年6月25日）令和7年度における中部地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等について | 公正取引委員会](#)

[（令和8年6月25日）令和7年度における中部地区の景品表示法の運用状況等 | 公正取引委員会](#)



★ 意見聴取会を実施しました

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見及び要望の聴取を行っています。

中部事務所では、令和8年5月28日、一部の独占禁止政策協力委員の方々に対し、(1)独占禁止法の法執行、(2)競争環境の整備に係る調査・提言、(3)経済のデジタル化の進展と競争政策の役割、(4)中小企業の取引適正化、(5)地域経済の実情と競争政策上の課題、(6)広報・広聴活動等について意見聴取を行いました。



中部事務所からのお知らせ

1 経済団体との懇談会

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

総務課

電話：052-961-9421

メール：chubu-soumu@jftc.go.jp

2 経営指導員研修

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおります。そして、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や取適法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配付等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や取適法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：052-961-9422

3 独占禁止法教室（出前授業）

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています（中学生向け、高校生向け、大学生向けそれぞれ対応いたします。）。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様のご要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

【お問い合わせ先】

総務課

電話：052-961-9421

メール：chubu-soumu@jftc.go.jp

4 講習会への講師派遣

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●独占禁止法関係 経済取引指導官

電話：０５２－９６１－９４２２

●フリーランス・事業者間取引適正化等法関係 フリーランス課

電話：０５２－２２８－９４６４

●取適法関係 第二取引適正化調査課

電話：０５２－２８８－９４６０

5 消費者セミナー・消費生活講座（大学生向け）の開催

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容、また、過大な景品等の提供や不当な表示を規制する景品表示法について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」・「消費生活講座（大学生向け）」を随時開催しております。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催も御相談ください。

【お問い合わせ先】

取引課

電話：０５２－９６１－９４２３

公正取引委員会中部事務所の窓口

公正取引委員会事務総局は、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化法等を運用しています。

独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、取適法は中小受託事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

さらに、フリーランス・事業者間取引適正化等は、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化等を図るために制定された法律です。

公正取引委員会事務総局では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、公正取引委員会の地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。お気軽に御相談ください。

中部地区における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務総局中部事務所

(所在地) 〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館8階

(電 話)	052-961-9421	(総務課)
	052-961-9422	(経済取引指導官)
	052-961-9423	(取引課)
	052-228-9464	(フリーランス課)
	052-961-9424	(第一取引適正化調査課)
	052-961-9425	(第一審査課)

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動についての個別具体的な相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	第一取引適正化調査課
⑦ 取適法についての相談	第一取引適正化調査課
⑧ 取適法に違反すると思われる事実についての申告	第一取引適正化調査課
⑨ 独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告	第一審査課
⑩ フリーランス・事業者間取引適正化法等についての相談	フリーランス課
⑪ フリーランス・事業者間取引適正化法等に違反すると思われる事実についての申告	フリーランス課
⑫ 景品表示法についての相談	取引課
⑬ 景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供	取引課
⑭ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く中部事務所の活動を知っていただくため、「公取中部だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々にご案内いただくとともに、メールでの配信をご希望の方は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

●電話 052-961-9421

●メール : chubu-soumu@jftc.go.jp